

令和 2 年 8 月 21 日

保護者の皆様

三木市教育委員会  
三木市立別所認定こども園  
園長 米村 弥生

### 学校園における新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

日ごろから、本市教育の推進にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

現在、兵庫県においては、新規感染者が増加し、感染拡大期として、様々な感染拡大防止対策が取られているところです。いつ、どこで、誰が感染してもおかしくない状況にあり、継続的な感染予防に努めるとともに、万が一に備える必要があります。学校園におきましても、引き続き、3密を避け、手洗いや咳エチケットを徹底するなど、感染症対策に努めてまいります。

つきましては、下記事項について、ご理解とご協力を賜りますよう、お願いいたします。

#### 記

##### 1 基本的な感染症対策について

各家庭においては、不要不急の外出を自粛していただくとともに、次のような対策をお願いします。

- (1) 毎朝の検温及び風邪症状等を確認し、健康観察表にご記入ください。
- (2) 手洗いや咳エチケットなど、基本的な感染予防にご協力ください。
- (3) 免疫力が下がらないよう、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけてください。

##### 2 登校、登園の回避について

次の場合は、学校園にご報告の上、登校、登園を控え、自宅等で療養するよう、お願いします。その期間につきましては、健康福祉事務所や医療機関の指示に従ってください。

- (1) お子様が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- (2) 健康福祉事務所からの連絡により、お子様が濃厚接触者と判明した場合
- (3) 健康福祉事務所や医療機関から、自宅待機の指示がある場合
- (4) 健康福祉事務所からの連絡により、同居家族が感染者と判明した場合
- (5) お子様に発熱など、風邪の症状が見られる場合（下痢、嘔吐、鼻水、咳など）

##### 3 登校、登園の相談について

健康福祉事務所からの連絡により、同居家族が濃厚接触者又は、感染者となった場合は、学校園にご報告の上、登校、登園についてご相談ください。

#### 4 学校園関係者に新型コロナウイルスの感染者が発生した場合について

濃厚接触者の特定や施設の消毒など初期対応を行うため、必要な期間、臨時休校（園）等を行う場合があります。臨時休校（園）は、感染が判明した時刻により次のとおり対応します。

- (1) 始業時刻まで：判明日の当日から必要な期間
- (2) 始業時刻から終業時刻までの間：お子様の健康安全に配慮し、速やかに降園の措置を講じ、翌日から必要な期間
- (3) 終業時刻以降・休業日：翌日から必要な期間

※ 必要な期間とは、濃厚接触者の特定や消毒等の初期対応を行い、安全の確認に要する期間です。健康福祉事務所の指示又は学校医の助言を受けながら、決定します。

#### 5 臨時休校（園）等や学校園の再開について

感染状況に応じ、健康福祉事務所や学校医の助言を受けながら、感染者や濃厚接触者等の出席停止者の数により、学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休校（園）又は学校（園）再開について、決定します。

#### 6 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されるものではありません。新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、生活の中で偏見や差別につながるような言動に対し、断じて許されないという毅然とした態度で対応します。学校園でも十分に指導を行いますので、家庭においても同様に人権に配慮するよう、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

#### 7 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口について（令和2年7月27日現在）

- (1) 帰国者・接触者相談センター（加東健康福祉事務所）  
平日 午前9時～午後5時30分 TEL0795-42-9436
- (2) 新型コロナ健康相談コールセンター（予防・検査・医療に関する相談）  
平日・休日 24時間 078-362-9980  
聴覚に障がいのある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方は、FAX：078-362-9874  
をご利用ください。

#### 8 その他

新型コロナウイルス対策については、日々状況が変化しているため、今後の対応が変わることがあります。その際は、改めて連絡します。